

平成29年度島根県機構集積協力金交付基準

1. 交付基準

(1) 地域集積協力金について

以下の要件に該当する地域から優先的に配分

- ① 「人・農地プラン」の見直しなどの話し合いが積極的に行われている地域。
- ② 新たな農地集積面積が当該地域の農地面積に占める割合が高い地域。
なお、「新たな集積面積」には、利用権設定や特定農作業受託により、既に担い手が耕作している農地は含まない。
- ③ 基盤整備事業等を実施（または実施予定）している地域。
- ④ 担い手への農地の集約化を図ろうとしている地域
- ⑤ 特定農作業受託を行っている集落営農組織の法人化、又は新たな集落営農法人の設立に伴い、機構を通じて利用権設定する地域。
- ⑥ 年度内に設立する又は設立を検討している広域連携組織の構成地域。

(2) 経営転換協力金・耕作者集積協力金について

地域集積協力金の交付対象地域に所在する農地について交付申請を行う農地所有者等から優先的に配分

2. 交付単価等

(1) 地域集積協力金

- ・ 地域の農地面積に占める機構への貸付割合に応じて下表の交付単価とする。

機構への貸付割合	交付単価
2割超5割以下	1.5万円/10a
5割超8割以下	2.1万円/10a
8割超	2.7万円/10a

- ・ 機構に貸し付けられる日の前1年以内に、担い手が所有権や賃借権等に基づいた耕作又は特定農作業受託をしたことがある農地は交付単価を2分の1とする。
ただし、集約化を図る農地については上表の単価とする。
- ・ すでに賃借権等に基づいた耕作が行われている農地を、同一借受人が機構を通じて借り換える場合（新規集積を含まない単純な借り換え）は交付対象としない。
ただし、年度内に設立する又は設立を検討している広域連携組織の構成地域においては、この限りでない。

※交付対象地域ごとの合計面積はa単位（1a未満切捨て）とする。

(2) 経営転換協力金・耕作者集積協力金

1万円/10a ただし経営転換協力金は1交付対象者当たり70万円を上限とする。

※交付対象者ごとの合計面積は、経営転換協力金は m^2 単位（1 m^2 未満切捨て）、耕作者集積協力金はa単位（1a未満切捨て）とする。